

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

3月8日～4月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	3月27日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	3月26日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	3月11日(月)・27日(水)、4月3日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	4月6日(土)・7日(日) 10:00～15:00	高尾さくら公園	総合公園管理事務所(☎592-4050)
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	3月12日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	3月22日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00 ※3月20日は休み	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	3月16日(土)、4月2日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	3月15日(金) 13:30～15:30 4月6日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	3月16日(土)、4月6日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	3月18日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■健康食品は“お薬”ではありません

「健康に関するアンケート調査をしている」と電話があったので、高血圧で医師から処方された薬を飲んでいたら、とうっかり答えてしまった。すると、血圧を下げる効果のある健康食品を勧められた。薬を飲んでいたので不要と答えると、「病院の先生も推奨している。続けていると病院に通う必要がなくなる」との説明があり購入することにした。

後日健康食品が届いたが、やはり薬との併用に不安を感じ、飲む前に医師に相談すると「不要」と言われたので解約したいが可能かという相談がありました。

この販売方法は「特定商取引法(特商法)」が適用される電話勧誘販売に該当し、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約の解除(クーリング・オフ制度)ができます。

相談者の場合、健康食品と一緒に送付された契約書面を受け取ってから10日目の相談でしたので、クーリング・オフ期間は過ぎていました。

「特商法」では、電話勧誘販売をしようとする時には、その勧誘に先立って相手方(消費者)が商品の購入につい

て勧誘を受けているという明確な認識を得るようにすると定めています。相談者の場合は「アンケート調査」と告げられているだけで、健康食品の販売が目的であることを告げられてはいませんでした。

また、健康食品はあくまでも食品であるにもかかわらず、病気に対する効能、効果を強調していることなど問題点がありました。相談員から販売会社に問題点を伝えたと、販売方法に問題があったことを認め、無条件で契約は解除となり、相談者は商品を着払いで返品し解決しました。

相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.08

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。

☎協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)



セーフコミュニティのロゴ・マークを作成しました。

今後のセーフコミュニティ活動の広報・啓発にあたり、北本トマトイメージキャラクターの「とまちゃん」を活用したロゴ・マークを作成しました。デザインは「とまちゃん」をベースにしつつ、キャッチフレーズも強調するものとししました。

のぼりやシールなど多様な広報・啓発媒体への使用を考慮し、数種類のロゴ・マークを作成しました。

また、キャッチフレーズも、これまで使用してきました「みんなでつくろう 安心・安全なまちづくり セーフコミュニティきたもと」のほかに、



みんなでつくろう
安心・安全なまちづくり
セーフコミュニティきたもと

シンプルで市民の皆さんに分かりやすいものとして、「世界基準のセーフコミュニティでいこう!」を作成しました。

今後、これらのマークを用いて広報・啓発活動を進めていきます。



なぜ世界基準かって？ WHO（世界保健機関）が認めた統一基準を満たした地域に対して、認証されるものだからトマ。

第2回北本市セーフコミュニティ推進協議会を開催

1月30日に文化センター第1・2会議室において、第2回北本市セーフコミュニティ推進協議会を開催しました。7月に開催された第1回会議の開催から半年が経過していることもあり、改めて本推進協議会の位置づけ、役割等について確認するとともに、これまでの北本市におけるセーフコ

ミュニティの取組み状況について、委員の皆さんに報告しました。

取組み状況を報告するにあたっては、事務局からの説明とあわせて、自治会連合会会長の田島副会長およびコミュニティ協議会会長の須藤副会長から先進自治体への視察について、報告をしていただきました。続いて、自殺対策委員会の委員である北本駅長の金井委員より対策委員会におけるワークショップの様子について、報告をしていただきました。

また、平成24年10月に実施した、「北本市安心・安全に関する市民意識調査」の結果速報について、受託先である日本セーフコミュニティ推進機構の今井事務局長より報告をしていただきました。

取組み状況の報告後、多くの委員より質疑を受けました。自治会に関すること、対策委員会のワークショップに関すること、セーフコミュニティの認証のための事前審査・本審査の審査項目に関することなど、多岐にわたる質問をいただきました。

最後に、日本セーフコミュニティ推進機構の白石代表理事より、市民意識調査の結果から市民の北本市に対する愛着度が高く、北本市におけるセーフコミュニティ活動がどうなっていくか楽しみですとの講評をいただきました。

今後も、セーフコミュニティの活動を通じ、世界基準の安心・安全なまちづくりを推進していきます。



第2回北本市セーフコミュニティ推進協議会の様子